

廃棄物処理法の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）は、平成 22 年度改正法の施行後 5 年（平成 28 年 4 月 1 日）が経過した段階で、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。

これを受け、環境省は、中央環境審議会循環型社会部会のもとに「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、平成 28 年 5 月から審議を重ねてきた。平成 29 年 2 月 14 日、同委員会から環境大臣に意見具申が行われ、同年 3 月 10 日に改正法案が閣議決定されている。

1 改正法案の概要 別紙参照

平成 27 年度に発生した食品廃棄物の不正転売事案等を踏まえ、①不適正処理への対応強化を目的とするとともに、有害物質を含む雑品スクラップからの有害物質漏出等による汚染や火災が問題となっていることから、②有害使用済機器の適正保管等を義務付けることを中心とした改正案となっている。

2 改正の内容（内は、公布後施行までの期日）

(1) 許可取消を受けた者等への措置の強化 1 年以内

許可取消を受けた者や処理業の廃止届を提出した者に対しても、以下の義務等を負わせる。

ア 処理困難通知

設備の故障や事業停止を受けた場合など、受託した産業廃棄物を速やかに処理できなくなった場合、処理業者は排出事業者に対して、その旨を書面で通知しなければならないが、これまでは許可取消を受けた者や廃止届を提出したものは対象となっていなかったところ、これを拡大する。

イ 措置命令の対象

産業廃棄物の処理基準（保管量の制限や飛散流出防止措置など）に違反している場合で、生活環境保全上の支障を生じている又はそのおそれがある場合に、都道府県知事等はその支障の除去命令（行政処分）を行い、行為者が履行しない場合は、行政代執行（行政が支障の除去を行為者に代わって行うこと）することとなる。この対象に許可取消を受けた者、廃止届を提出した者に加え、明確化する。

(2) 一部事業者への電子マニフェスト使用義務化 3 年以内

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票、複写式の紙伝票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付ける。

参考 京都市内の多量排出事業者数（平成 28 年度産業廃棄物処理計画書提出数）
 産業廃棄物 ： 67 事業者（うち 49 事業者が土木・建設分野）
 特別管理産業廃棄物 ： 31 事業者（うち 15 事業者が医療分野）

- (3) マニフェストに関する違反の罰則強化 1年以内
 現在：6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

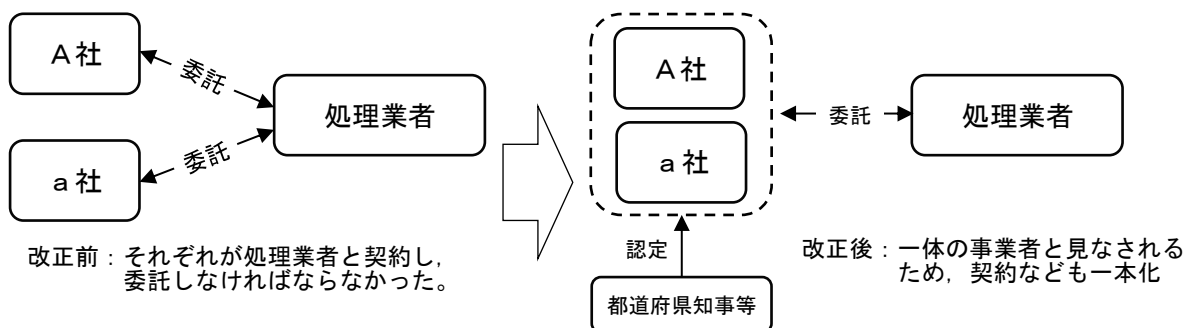
- (4) 有害使用済機器の保管等事業者に対する届出制度及び保管等基準の遵守 1年以内
 廃棄物ではない*使用済機器であり，鉛などの有害物質を含むものを保管，処分（解体，加工等）する者は，事前に届出を行わなければならないとする規定を新設する。合わせて，政令により，保管，処分する場合の基準（保管量の制限や有害物質が流出しないようにする措置など）を定め，その遵守を求めることとしている。

※ 通常の廃棄物のように処理費用を支払う方法ではなく，排出者側が金銭等を受け取る又は排出者側から無償で引き取られ，金属部品等を取り外して売却する事業者が数多く存在している。この場合，廃棄物処理法上は「廃棄物」として取り扱うことが難しく，これまで規制できないことが多かった。

- (5) 一体的経営をする親子会社の廃棄物相互処理 1年以内

これまで，グループ会社であっても法人格が異なる場合は別の事業者として取り扱っていたが，都道府県知事等の認定により，一体の事業者として取り扱うことができることとなる。A社を親会社，a社をA社の100%子会社とした，法改正による取扱いの変更例は以下のとおり。

【例1 処理業者との委託関係】



【例2 A社が排出した廃棄物をa社が管理する焼却炉での処理】

